

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の  
充実を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、その後、平成26年度の見直しにより年収590万円未満世帯への支援金増額により授業料負担は一定に軽減された。さらに、令和2年度には2回目の制度見直しが予定され、年収590万円未満世帯の授業料無償化が見込まれている。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残され、国と県の学費支援を受けても年額約17万円から約46万円の負担が重くのしかかる。5,650円の入学金負担だけで済む公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。県内私立高校生アンケート（平成29年実施）によれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子どもたちの心にも重くのしかかっていることがわかる。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差是正が強く望まれる。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めているが、私立高校ではその割合が約6割にとどまっているのが現状である。私立高校の経常経費に対する助成が不十分であることがその一因と考えられる。また、教育はその継続性が求められ、取り分け私立高校は「建学の精神」に基づく独自の教育が行われている。そうした学校独自の伝統を継承していくためにも、専任教員・職員の増員は不可欠である。経常経費に対する助成の一層の増額が求められる。

政府及び国会におかれては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を施設設備費も対象にすること。
- 2 私立高校入学金への新たな助成措置を講ずること。
- 3 私立高校への経常経費を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
財務大臣 麻生 太郎 殿  
総務大臣 高市 早苗 殿  
文部科学大臣 萩生田 光一 殿  
衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 山東 昭子 殿